



中小法人と中小企業者

税理士
平井 満広

- 掲載テーマ
- ① 特別償却と税額控除
 - ② 中小法人と中小企業者
 - ③ 特別償却準備金
 - ④ 少額資産と一括償却資産
 - ⑤ 圧縮記帳(1)
 - ⑥ 圧縮記帳(2)

法人税では「資本金1億円以下」の中小企業向けに様々な特例制度が設けられています。一方、大企業の子会社（「みなし大企業」といいます）は、これらの特例が受けられない場合があります。

中小法人と

法人税法のみなし大企業

資本金1億円以下の中小企業で、「大法人」と完全支配関係がある法人（法人税法のみなし大企業）以外を中小法人といいます（図表1参照）。中小法人には次のような特例制度が設けられています。

- (1) 年800万円以下の所得額に対する減税率
- (2) 交際費等の定額控除限度額制度
- (3) 貸倒引当金繰入の損金算入
- (4) 貸倒引当金の法定繰入率
- (5) 青色申告書の提出による中小法人の適用が認められなくなります。

に対する法人税率が15%に軽減されています。なお、2019年4月1日以後に開始する事業年度から、中小法人のうち前3年の平均所得額が15億円を超える法人（以下「適用除外事業者」）は、法定繰入率の適用が認められなくなります。

率のいずれかの選択適用が認められています。なお、2019年4月1日以後に開始する事業年度から、中小法人のうち前3年の平均所得額が15億円を超える法人（以下「適用除外事業者」）は、法定繰入率の適用が認められなくなります。

率のいずれかの選択適用が認められています。なお、2019年4月1日以後に開始する事業年度から、中小法人のうち前3年の平均所得額が15億円を超える法人（以下「適用除外事業者」）は、法定繰入率の適用が認められなくなります。

中小企業者と 法人税法のみなし大企業

は、特別税率（留保金課税）が適用除外となります。

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は中小法人と中小企業者について解説します。

図表1 法人税法のみなし大企業（中小法人から除外される法人）

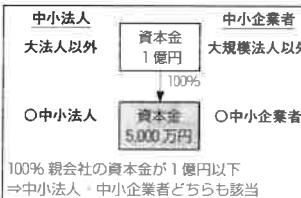
- ① 同一大法人に発行済株式の全部を直接または間接に保有される（完全支配関係がある）法人
- ② 完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式の全部を保有される法人等
- ※ 大法人は次の法人を指す
 - ・資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人
 - ・相互会社、受託法人

図表2 指置法のみなし大企業（中小企業者から除外される法人）

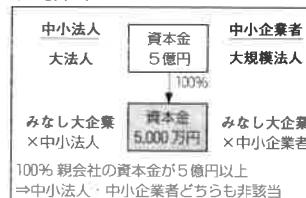
- ① 同一大規模法人に発行済株式の1/2以上を直接所有される法人
 - ② 複数の大規模法人に発行済株式の2/3以上を直接所有される法人
 - なお、大規模法人は次の法人を指す
 - ・資本金の額または出資金の額が1億円超の法人
 - ・資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人
 - ・大法人（※）の100%子法人
 - ・100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有される法人
- ※ 2019年度税制改正で追加
- ※ この場合の大法人は以下の法人を指す
 - ・資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人
 - ・相互会社もしくは外国相互会社（常時使用する従業員数が1,000人超に限る）
 - ・受託法人

図表3 みなし大企業の判定例

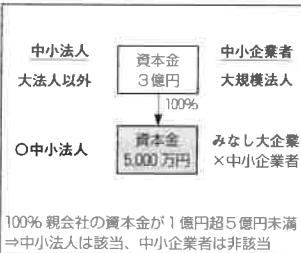
（判定例1）



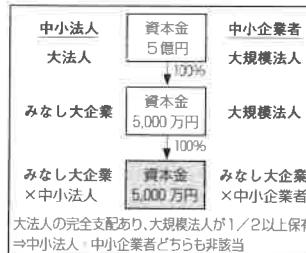
（判定例2）



（判定例3）



（判定例4）



（判定例5）



者で常時使用する従業員数が1,000人以下の法人は、取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入（年300万円まで）することが認められています。

（2） 中小企業投資促進税制
青色申告書を提出する中小企業者は、特定機械装置等を取得等し

た場合に特別償却が認められます。なお、資本金3,000万円以下の特定中小企業者は税額控除との選択適用ができます。

（3） 中小企業経営強化税制
青色申告書を提出する一定の中企業者は、特定経営力向上設備等を取得等した場合に特別償却または税額控除が認められます。

たは税額控除が認められます。なお、資本金3,000万円以下の特定中小企業者は税額控除との選択適用ができます。

（4） 商業サービス活性化税制
青色申告書を提出する一定の中企業者は、経営改善設備等を取得等した場合に特別償却または税額控除が認められます。

小企業者は、特定事業継続力強化設備等を取得等した場合に特別償却が認められます。これは2019年度改正で新設された制度です。

「みなし大企業」の判定例を図表3に記載したので参考にしてください。